

ご 契 約 の 内 容

内容を十分にお読みください

本施与面を受領した証として、左面に署名捺印します。

クーリング・オフのお知らせ

以下の「クーリング・オフのお知らせ」の規程の対象のお客様は、LPガス販売にあたって、「特定商取引法の訪問販売等にあたる場合のみ」適用させていただいておりますので、ご了承をお願いいたします。

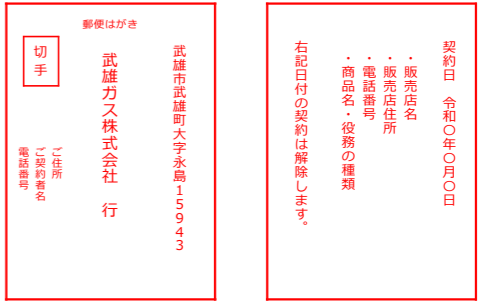
1 お客様が、訪問及び電話勧誘販売でご契約された場合、本書面を受領された日から8日を経過するまでは、書面(下図参照)又は電磁的記録(電子メール等)により無条件でお申し込みの撤回を行うこと若しくは契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます)ができ、その効力は書面又は電磁的記録による通知を発信したとき(郵便消印日付など)から発生します。ただし、現金取引(契約したその場で商品の引渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと)で、その金額が3,000円未満のときは、クーリング・オフはできません。

2 この場合のお客様は、①損害賠償および違約金の支払を請求されることはありません。②すでに引渡された商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用などの支払い義務はありません。③すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。④権利を行使して得られた利益に相当する金額の支払いを請求されることはありません。⑤役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することが出来ます。

3 上記クーリング・オフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客様が誤解し、または威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、事業者から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面又は電磁的記録によりクーリング・オフすることが出来ます。右図のようにハガキ等に必要事項をご記入の上、弊社宛に郵送してください。

- 1、右の参考例は「はがき」によるものですが、簡易書留が確実です。また、内容証明郵便、特定記録郵便、書留なども確実です。
- 2、そのほか記入するものとしては、①商品等の金額、②支払った金額(〇〇円)を至急ご返送ください、③振込先、④すでに受け取っている商品を早急に引き取ってもらうなどを記入します。

※電磁的記録によるクーリング・オフについては、以下のガス販売事業者までお問い合わせください。



商品に隠れた瑕疵がある場合の事業者責任に関して

商品に一見してわからない欠陥(隠れた瑕疵)があったときは、民法の規定に基づき、お客様はそれを知った日から1年以内において、弊社に対して契約の解除や損害賠償の請求を行うことが出来る場合があります。

クーリング・オフ以外の契約解除に関して

- ・ お客様より本書面記載のお支払期限までに商品代金が支払われず、弊社からの催告(期間は1週間とします)にもかかわらず、お客様よりお支払いがない場合には、当社は、契約を解除することが出来ます。
- ・ 弊社の責任の有無に係わらず、弊社の責務の全部または一部が履行できなくなった場合には、お客様は、催告なしに直ちに契約を解除することが出来ます。
- ・ お客様の責任によらず、お客様の責務の全部または一部が履行できなくなった場合には、弊社は、催告なしに直ちに契約を解除することが出来ます。
- ・ クーリング・オフ以外の契約の解除に関して、上記の規定や特定商品引法によるもの以外は、民法あるいは商法等の定めが適用されるものとします。

別表Ⅰ 供給設備及び消費設備の所有関係一覧表

設備区分	設備の名称	型式等	数量	製造年月	消費量	月利用料	お客様所有	オーナー所有	当社所有	その他	備考
消費設備					kw						
					kw						
					kw						
					kw						
					kw						
※	消費配管等										
その他											

当販売店が所有する機器の利用料(**0** 円)を設備料金として毎月のLPガス料金に合算して請求させていただきます。

※集合住宅等においては、原則、設備料金は有りません。ただし、別途リース契約等、お客様との間で合意が有る場合は、当該費用を請求します。

別表Ⅱ 保安機関等の通知書

	保安業務の内容	保安機関の名称
1	供給開始時点検調査	
2	容器交換時等点検	
3	定期供給設備点検	
4	定期消費設備調査	
5	周知	
6	緊急時の対応	
7	緊急時の連絡	

●ガス販売事業者・販売所

住所	
販売事業所	
電話番号	
FAX	
サイト	https://www.takeogas.com/
担当者	

お客様控え

ガス小売供給契約申込書

このたびのガスの使用について、 **別紙【供給条件における重要事項】** に同意のうえ、次のとおり申し込みます。

※記入いただいた氏名、住所、電話番号といった個人情報は、個人情報利用目的以外に利用することはありません。

(申込日： 年 月 日) ※ガス事業法

お客様情報	※お名前(契約名義)	フリガナ
	※ご住所(使用場所)	〒 ※建物名・棟番号、部屋番号もご記入ください
	※電話番号	固定電話 携帯電話
緊急時連絡先等	お名前(郵送先/連絡先)	フリガナ 勤務 ・ 実家 ・ ほか()
	ご住所	〒 ※建物名・棟番号、部屋番号もご記入ください
	電話番号	固定電話 携帯電話

契約について	契約プラン	<input type="checkbox"/> 供給地点群A <input type="checkbox"/> 供給地点群B		
	※お支払方法(別表Ⅲ)	<input type="checkbox"/> 現在の支払方法を継続する <input type="checkbox"/> 次の支払方法とする <input type="checkbox"/> 1.口座振替 <input type="checkbox"/> 2.払込用紙 <input type="checkbox"/> 3.その他() ※口座振替の場合は所定の申込用紙による手続きが必要となります。		
	※ご契約内容の確認	<input type="checkbox"/> 1.供給条件の重要事項について <input type="checkbox"/> 2.契約解除(クーリング・オフ)について <input type="checkbox"/> 3.個人情報利用目的について <input type="checkbox"/>	特記事項	左記の内容を確認し、同意した上で、申し込みます。 印 サイン

申込者様情報	※お名前(申込者様)	フリガナ	※お客さまご本人の場合は、ご記入不要です。
	※電話番号	固定電話	携帯電話
	※ご本人との関係	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> ご家族 <input type="checkbox"/> その他()	
	※ご本人の同意	<input type="checkbox"/> 有り (必ずお客様本人の同意を得たうえで、お申し込みください。)	

----- 事業所記入欄 -----

供給開始(予定)日	年 月 日 () 曜日	受付者(氏名)
お客様番号(供給地点登録番号)	- (供給地点登録番号は当社使用のお客様コードとします)	
メーター番号	入居時のメーター指針	. m ³
事業者	武雄ガス株式会社 武雄支店 ・ 大町支店	登録番号 K0141